

## フランス弁護士制度事情

第二東京弁護士会会員

加戸 茂樹 *Kato, Shigeki*

2011年5月30日から同年6月3日にかけて、日弁連海外法曹制度調査の一環としてフランス調査に赴いた。

以下では、フランスの弁護士制度について、わが国の弁護士制度からすると珍しく思える点を紹介したい。

### 1 日弁連に相当する全国組織はない

フランスにも各弁護士会から選出される代表者により構成される全国弁護士会評議会(Conseil National des Barreaux, CNB)が存在する。しかし、日弁連のような、全弁護士を会員として監督する権限を有する団体ではない。また、弁護士会が154会あるのに対し、CNBに選出される代表者は80名であって、弁護士会の数より少ない(ということは、小規模な弁護士会は常に自会だけの代表を出せるとは限らないし、大規模な弁護士会の弁護士の意見が強く反映されることになろう。ちなみに、パリ及びその周辺で全国の弁護士の半分近くを占めている。)

### 2 研修所はひとつだけではない

フランスでは、裁判官・検察官と弁護士とは分離養成であり、わが国の司法研修所に相当するのは弁護士についていえば弁護士養成学校(CRFPA)である。それは法令に基づきつつも弁護士会によって運営されている。その入所試験がわが国の司法試験に相当する。CRFPAは、フランス全土で15あり、入所試験の問題も同じではない。

15のCRFPAで毎年約3000名の弁護士が輩出されているが、その半分はパリで輩出されている。

### 3 研修生は労働力?

弁護士となるための研修は18か月であるが、そのうちの6か月は弁護士事務所で研修をしなければならない。フランスでは、研修生の起案がほぼそのまま実務での使用に耐えうることも

多く、比較的大規模な事務所では、恒常的に多数の研修生を受け入れており、研修生なくしては事務所の業務が回っていかないような状況もあると聞く。

研修先の事務所により額が違うが給与も支払われる。

なお、研修先は研修生が自分で探すのが原則である。従って、就職活動以前に研修先確保が必要となるが、研修先にそのまま就職することも多いようである。

### 4 10年で弁護士の4分の1は辞める

弁護士としての宣誓(わが国でいう弁護士登録)後10年間のうちに、その約4分の1が弁護士を辞めているとのことである。

もっとも、後述のように、フランスでは組織内弁護士が認められていないので、その少なからずが企業に勤務したり公務員となっており、「4分の1も辞めてしまう」というほどの悲壮感は意外に乏しい。

### 5 組織内弁護士は禁止

フランスでは組織内弁護士は認められていない。理由は弁護士の独立性や守秘義務の問題にあるという。

近時、組織内弁護士の解禁はフランス弁護士界を二分する大問題であるとのことだった。

### 6 弁護士は65歳で引退する?

フランスでは弁護士の年金制度が大変充実しており、65歳くらいになると弁護士を引退して(なお、「名誉弁護士」という制度があり、弁護士を辞めても肩書きがなくなるとは限らない。)、ある程度たくさん稼いでいた人などは、年金の掛金が収入に応じて増額され年金受給額も増額されるので、余生を気候の良い南仏で過ごしたりすることも可能である。

弁護士が年金受給可能年齢になると引退することは、新人弁護士の新規参入を容易にする面もあるようだ。

## 7 隣接職種に「株」が必要なものがある

フランスには、自由業である弁護士のほかに、控訴院付代訴士、コンセイユデタ破毀院付弁護士、公証人(フランスの公証人はわが国では弁護士が取り扱うような業務も行っている。)などの職種がある。以前は、一審段階の代訴士もあったが、1971年に弁護士に統合され、控訴院付代訴士も2012年には統合が決まっているが、これらや公証人などには、職株があり、職株を購入することによってその職に就くことができる。控訴院付代訴士については、株の代金といってもカフェを1軒買うより安いし、代金の銀行融資もあるとのことであった。しかし、売ってくれる人がいなければ買えないわけで、そこにコネの世界が生ずることになるように思われた。

弁護士は自分たちが自由業であり、独立性を有することに誇りを持っている印象を受けた。

また、代訴士に見られるように、隣接職種は次第に弁護士に統合される傾向にあり、弁護士には公証人との統合を目指す意見もあった。資格の統合は、同じような業務をするのに倫理規律が異なるのは好ましくないとの理由によるものであるが、業務範囲を広げようという弁護士側の意図もあるようだ。

## 8 ただの過失くらいでは懲戒されないし、懲戒処分も公表されない

わが国と異なり、控訴期間の徒過や、法令の不知によるミスなどは、弁護士と依頼者との損害賠償の問題であって、懲戒処分の対象とは考えられていない。

わが国では懲戒処分は公告され、時にはマスコミに公表もされるが、フランスでは基本的に世間に実名で公表されたりはしない。

## 9 就職難—弁護士の苗床—

フランスでも弁護士は就職難であり、パリ弁護士会には、弁護士の「苗床」(Pépinière)と

いうシステムがある。これは、就職先を見つけることができず、独立して業務を開始せざるを得ない弁護士のために、パリ弁護士会が用意している施設のことである。2009年から始められており、登録5年未満の弁護士は、就職先が見つかるか、あるいは顧客が開拓できるまでの間、有料で苗床を使用して、苗床に事務所の住所を置き、弁護士としての業務を行うための必要最低限のサービスを受けられることとなっている。法律上あるいは弁護士会規則上何らかの問題が生じたときには、前述の名誉弁護士がボランティアで若手弁護士の電話相談に乗ることとなっている。苗床の基本使用料は、2011年については、半年あたり250ユーロから540ユーロとされている。

## 10 弁護士人口論はとても複雑

弁護士は自由業なので、人為的な人口制限はするべきではなく、わが国の司法試験に相当する弁護士養成学校の入所試験は、資格試験(examen)であって競争試験(concours)ではなく、絶対評価の試験であるというのがほぼ一致した公式的な見解であった。

ただ、その一方で個人の弁護士からは、そのようなことを言っているのは弁護士会の執行部だけであって、多数の弁護士は弁護士が多すぎて、このままでは職業としての魅力を失い質が下がってしまうと感じているはずだという意見も聴かれた。

興味深いのは、比較的最近、当時の司法大臣が弁護士の減員論を言いだしたとき(2010年6月23日ルモンド紙電子版)に、弁護士会側が反対したということである。

この一件に、政府側、弁護士会(パリ弁護士会と地方の弁護士会)、個人の弁護士それぞれの建前と本音がどのように絡みあっていたのかははっきりとはわからなかった。